

欠格事由（評議員、役員となることができない者）

社会福祉法第40条第1項および第44条第1項より

- (1) 法人
- (2) 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) (3)のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員
- (6) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

社会福祉法人の役員等の兼務について

1. 法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼務関係

	会計監査人	監事	理事	評議員	職員
会計監査人		× (公認会計士法)	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)
監事	× (公認会計士法)		× (社福法第44条第2項)	× (社福法第40条第2項)	× (社福法第44条第2項)
理事	× (公認会計士法)	× (社福法第44条第2項)		× (社福法第40条第2項)	○
評議員	× (公認会計士法)	× (社福法第40条第2項)	× (社福法第40条第2項)		× (社福法第40条第2項)
職員	× (公認会計士法)	× (社福法第44条第2項)	○	× (社福法第40条第2項)	

2. 評議員・監事・会計監査人と顧問会計士等との兼務関係

	評議員	監事
顧問会計士 顧問税理士 顧問弁護士		
法律面・経営面の アドバイスのみ	○	○
記帳代行業務・税理士業務	×	×
財務会計に係る 態勢整備状況の 点検等の支援		
助言にとどまる場合	○	○
業務執行に当たる場合	×	×

	会計監査人
記帳代行業務	×
税理士業務	×

社会福祉法人における親族等の特殊の関係のある者

